

## 北九州市制60周年記念「市民公募事業」 Q&A

### 補助対象・助成額

Q1 補助金を受けることができる事業は、どのような内容ですか？

A1 市制60周年事業の実施方針に即した事業を対象に補助します。  
実施方針をご確認ください。

Q2 助成額や助成率はどのくらいですか？

A2 補助対象（算定）経費の10分の9以内の申請が可能です（上限100万円）。ただし、総事業費のうち、補助対象事業に係る他の団体等からの補助金及び、入場料、協賛金等其他収入がある場合は、補助対象経費外経費を超える額を補助対象経費から控除します。

Q3 補助金の助成対象になる経費はどういった内容ですか？

A3 助成の対象は、事業を実施するために必要な以下の経費となります。

賃金	事業のために雇用したアルバイト等の賃金（団体の構成員以外）
報償費	講師や通訳、出演者など外部の専門家への謝礼等
旅費	外部の専門家等の旅費、会議や打合せのための交通費等（宿泊費は市内の宿泊に限る。交通費の支給は原則実費とする）
印刷製本費	チラシ作成等の広報宣伝用の印刷費等
消耗品・材料費	事務用品や書籍、アルコール消毒液等の購入費
備品費	単価2万円以内（税込）の備品購入費
委託費	会場設営費、看板製作・設置費、ホームページ制作費等
広告宣伝費	TV・ラジオ・新聞等での広告宣伝費
役務費	郵便代、宅配便代、クリーニング代、ボランティア保険等
使用料・賃借料	会場使用料、車両や機材等の借上げ料等
その他	上記以外の経費で、特に必要と認められる経費

なお、次の経費は助成対象外経費（補助対象外経費）です（主なもの）。

【補助対象外経費（事業を行う上で要する経費中、補助対象経費以外のもの）】

- ①団体の構成員に対する給与、賃金、謝礼等の経費（対象事業に従事していることが明らかに確認できる場合）
- ②事務機器リース料、通信費、光熱水費などの経費（対象事業に要したことが明らかに確認できる場合。その後経常的に使用する場合は不可）
- ③飲食費（会議時の茶代、イベント等のスタッフの弁当代等）
- ④机、椅子、事務機器等、事務所の備品的な物品購入経費（対象事業に要したことが明らかに確認できる場合。その後経常的に使用する場合は不可）
- ⑤事業実施に要する商品券や宿泊券等の金券類の購入費

※上記に属さない下記のは経費（支出）として計上できません。

- ①団体の構成員に対する給与、賃金、謝礼等の経費
- ②事務室の賃借料や事務機器リース料、通信費、光熱水費など団体の経常的な活動に係る経費
- ③飲食費（打ち上げ代等）
- ④机、椅子、事務機器等、事務所の備品的な物品購入経費や修繕費
- ⑤その他、事業実施に要しない経費
- ⑥領収書がないなど、支出の根拠が確認できない経費

Q4-1

販売目的のグッズの製作費や、物販の仕入れ代は助成対象になりますか？

A4-1

助成対象外経費になります。当該事業でのみ販売を行う経費であれば助成対象外経費として計上してください。売上金は、助成対象外経費に充当できます。

Q4-2

賞品代や景品代は助成対象になりますか？

A4-2

商品券や宿泊券など金券類の購入費は助成対象外経費になります。また、単価2万円（税込）を超えるような高額な商品（ゲーム機やタブレット端末など）も助成対象外経費になります。

Q4-3

ケータリング費や、飲食代（お弁当やお茶）は助成対象になりますか？

A4-3

助成対象外経費になります。事業実施に必要と認められるケータリング、飲食に関しては助成対象外経費として計上できます。ただし、事業実施以外の打ち上げ代、お土産代に関してはいかなる経費にも計上できません。

Q4-4

ガソリン代は助成対象になりますか？

A4-4

ガソリン代は、正確に事業に要した費用としての確認ができないため、経費として計上できません。

Q4-5

領収書がないものは助成対象になりますか？

A4-5

領収書がなければ支出の根拠が確認できないため、経費として計上できません（JRやバス等の市内移動に係る経費は除く）。

Q4-6

事業の企画を他者に委託した場合の委託料は助成対象になりますか？

A4-6

本補助金は、補助金交付要綱第1条（※）に記載しているとおりの「市民や団体、企業等が自ら企画・実施する事業に対する補助金」であることから、事業の企画や運営を他者に委託することは想定になく、経費として計上できません（※リーフレット「1 目的」にも同様に記載しています）。

Q5 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための経費も助成対象ですか？

A5 アルコール消毒液やフェイスシールド、体温計、飛沫感染防止用アクリル板など、一般的な消耗品や備品は、助成の対象になります。

ただし、単価2万円（税込）を超える備品については対象外です。

詳しくは、Q18をご覧ください。

### 応募条件・申請書

Q6 既に他の補助を受けている事業についても、応募できますか？

A6 北九州市や本市の外郭団体からの補助金、負担金、又は委託料が交付される事業、又は北九州市の規定により会場使用料の減免がなされる事業の応募はできません。なお、国・県など他の行政機関等から補助を受けている事業については応募できます。

Q7 北九州市の規定による会場使用料の減免が受けられる立場にある団体が行う事業は、申請の対象にならないのでしょうか。また、会場使用料を補助対象経費に計上しない場合はどうでしょうか。

A7 北九州市の規定により会場使用料の減免がなされる事業は、今回の補助金交付の対象外となります。会場使用料の減免がなされない事業であれば申請いただけます。

Q8 同時期に、同じ団体が異なるイベントを応募することは可能ですか？  
（2事業以上の応募）

A8 1団体1事業のみの応募とさせていただきます。

Q9 1次募集と2次募集で同じ事業を申請することはできますか？

A9 1次募集に申請した事業を2次募集の対象期間に再度実施する場合は、再び申請することもできますが、原則、他団体の新しい事業を優先的に補助します。

Q10 認定後、事業主体を他人に譲ることはできますか？

A10 事業主体を他人に譲ることはできません。

Q11 事業の対象期間や募集期間はどのようになりますか？

A11 事業の対象期間や募集期間等は以下のとおりです。

【1次募集】

事業の対象期間：令和5年2月10日～3月31日

募集期間：令和5年1月16日まで

選考結果通知：1月下旬

【2次募集】

事業の対象期間：令和5年4月1日～令和6年2月9日

募集期間：令和5年2月1日～3月1日

選考結果通知：3月中旬

Q12 まだ詳細が決まっていないので、収支予算書は書かなくてよいですか？

A12 収支も含めて審査いたしますので、必ずご記入ください。

Q13 事業に関する経費ならいつ支払ったものでもよいのですか？

A13 原則として、会場を予約するための費用を除き、申請書提出日以降の日付の領収書の金額が助成の対象となります。なお、紛失等により領収書の写しの提出がない場合には、事業経費となりません。

Q14 主催者が、主催者本人または主催団体の構成員に対して報酬を支払う場合、収支予算書に支出として計上してよいですか？

A14 主催者本人や主催団体の構成員に対する報酬は支出として計上できません。

なお、団体の構成員（従業員等）の方が、対象事業に従事していることが明らかに確認できる場合は、賃金等を対象外経費に計上して構いません。詳しくは、Q3をご覧ください。

## 新型コロナ関連

Q15 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、この時期に「市民公募事業」を募集するのはいかがでしょうか？

A15 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策経費についても助成し、安全安心な開催を支援するようにしています。

いずれにしても、北九州市の「イベント等催物開催に関する方針」に従い、「3密回避」など感染症対策を講じていることが前提となります。

Q16 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、イベント等の開催について、可否の判断はどのようになっていますか？

A16 北九州市の「イベント等催物開催に関する方針」に従ってください。感染状況により、イベント等の中止又は延期を要請する場合があります。

Q17 採択された事業が、新型コロナウイルス感染症拡大により中止となった場合、中止が決まるまでに支払った経費は、助成対象となりますか？

A17 助成の対象となります。

- Q18 新型コロナウイルス感染症対策経費にはどのようなものがありますか？  
 A18 以下のような用品や備品の購入費及び機器導入費（レンタル）を想定しています。

衛生用品	マスク、フェイスシールド、ペーパータオル、アルコール消毒液、ハンドソープ、その他の衛生用品の購入に係る経費
物品購入	体温計（非接触型体温計含む）、飛沫感染防止用アクリル板、ベルトパーテーション、ついたて板（パーテーション）、透明ビニールカーテン・シート、ソープディスペンサー、その他の物品の購入に係る経費
機器導入費（レンタル）	カード決済・電子マネー導入に係る経費、サーマルカメラ（カメラ設置型、ハンディ型、タブレット型）設置に係る経費、その他の機器導入経費

### **審査関連**

- Q19 審査員はどのような方ですか？  
 A19 地域活性化やSDGs、情報発信等に精通した大学教授や国際機関、民間企業等の有識者の方々に審査していただいています。
- Q20 補助金交付対象はどのような基準で審査していますか？  
 A20 申請書類をもとに、以下の項目について審査を行っています。
- ・提案理由
  - ・新規性・独創性
  - ・集客性・にぎわいづくり
  - ・発信力・話題性
  - ・具体性・計画性
  - ・事業の効果
  - ・継続性・発展性